

## 第2節 騒音・振動

騒音は、「好ましくない音」、「不必要な音」の総称で、各種公害のなかでも日常生活に密着した問題であり、その発生源も多種多様です。音は聞く人の心理状態や健康状態などによって感じ方が異なり、同じ音でもある人には心地よく、また別の人にはそうでないこともあるため、感覚公害といわれます。

振動は、工場などに設置されている機械や建設工事で使用される重機類、道路交通などに伴って発生するエネルギーが地面や空気中などを伝播して生じるもので、騒音と同様に感じ方には個人差があります。

### 1 環境騒音の監視

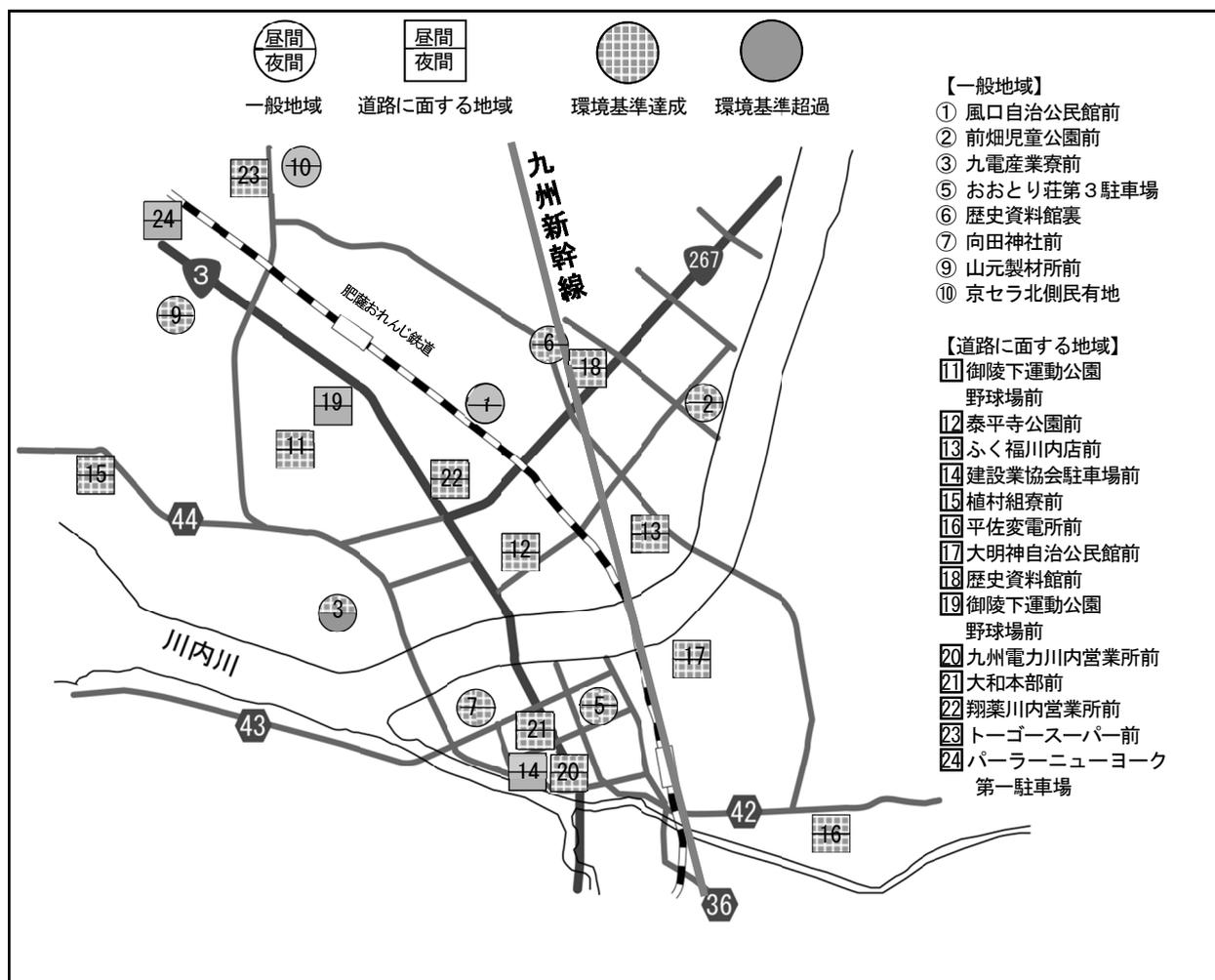
環境基本法により、人の健康を守り、生活環境を保全するために望ましい基準（環境基準）が、地域類型ごとに定められています。〔資料3-1、3-2〕

本市では、これまで川内地域の用途地域に環境基準が設定されていましたが、平成18年度より入来地域の用途地域についても環境基準が設定されたため、これまで測定していた地点に入来地域の2地点を加え、市内24地点（一般地域9地点、道路に面する地域15地点）で調査を行いました。

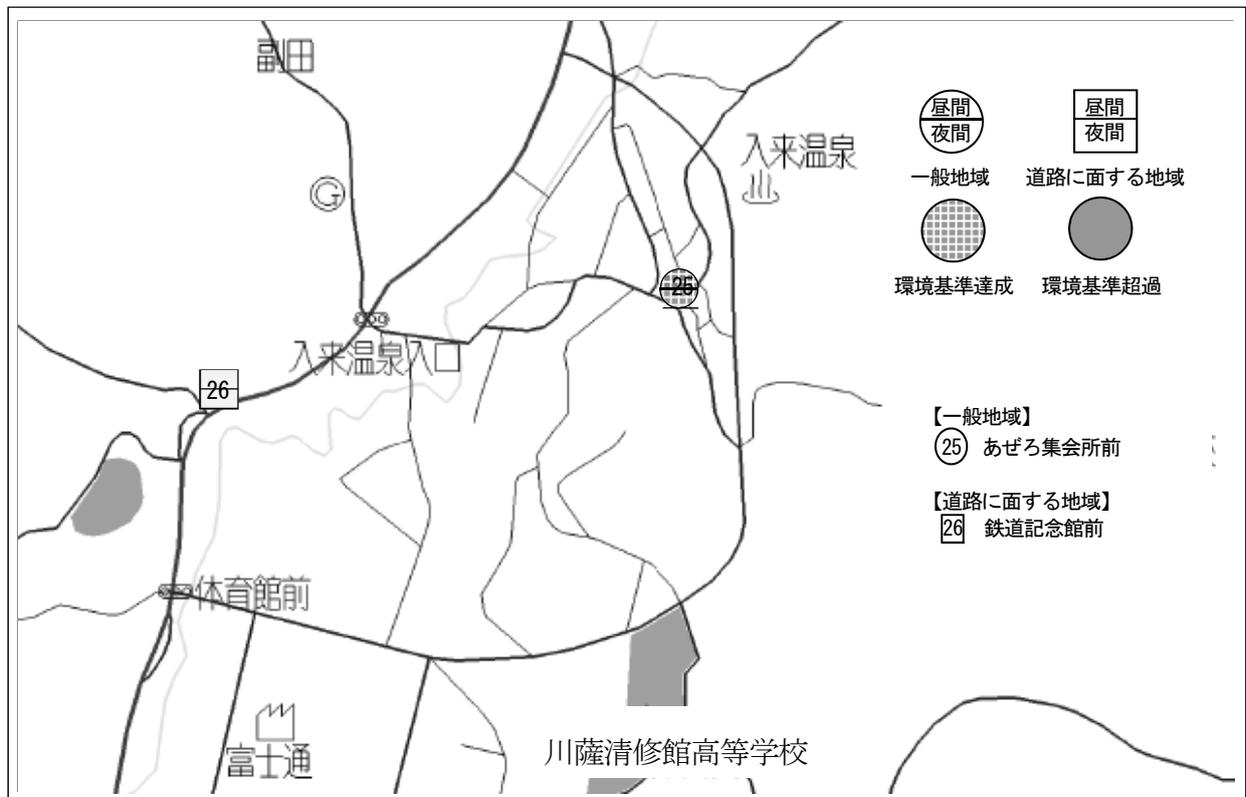
なお、平成23年度の環境基準達成率は、一般地域で72%、道路に面する地域（道路端）で80%でした。

〔資料3-12、3-13〕

図表 3-9 環境騒音調査の状況（川内地域）



図表 3-10 環境騒音調査の状況（入来地域）



## 2 自動車騒音の監視

自動車騒音については、騒音規制法により地域や車線等に合わせた限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して騒音の対策等について、意見陳述、要請できることになっています。  
 [資料 3-5]

平成 23 年度に鹿児島県が実施した自動車騒音の常時監視結果では、要請限度内でした。[資料 3-14]

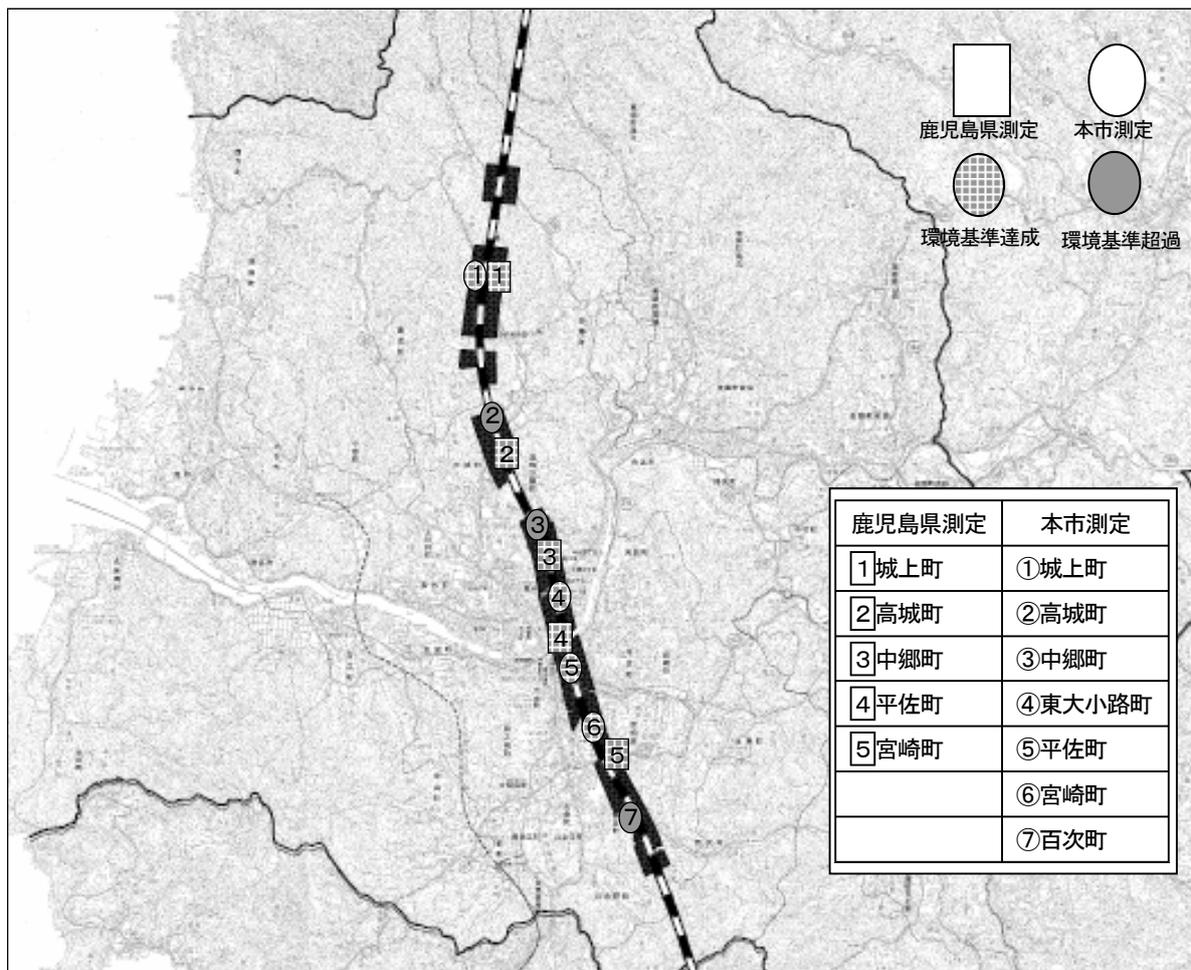
### 3 新幹線鉄道騒音・振動の監視

新幹線鉄道騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）に基づく環境基準、振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に基づく指針値が定められています。

鹿児島県は平成 23 年度に新幹線鉄道騒音・振動について、騒音 5 地点、振動 1 地点で調査を行っており、環境基準等の達成率は騒音、振動とも 100%でした。〔資料 3-15〕

また、本市についても平成 23 年度に新幹線鉄道騒音・振動について、騒音 7 地点、振動 1 地点で調査を行っており、環境基準等の達成率は騒音で 57%、振動で 100%でした。〔資料 3-15〕

図表 3-11 新幹線騒音測定調査の状況



※振動測定箇所については、県測定は⑤宮崎町、市測定は③中郷町の騒音測定箇所とそれぞれ同一箇所であり、全て指針値以下でした。

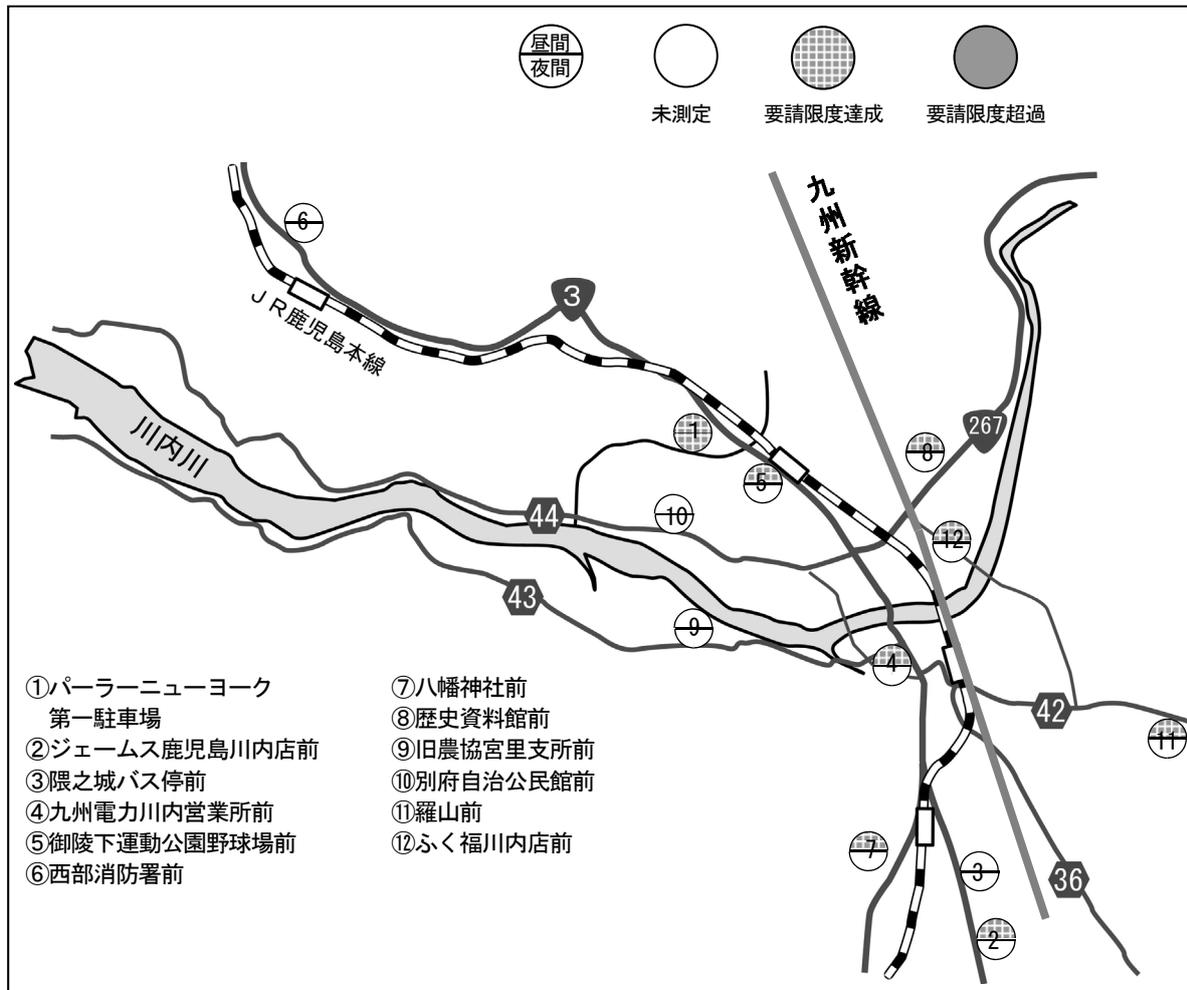
## 4 道路交通振動の監視

道路交通振動については、振動規制法により地域ごとにその限度が定められており、この限度を超過した場合、道路管理者等に対して振動の対策等を要請できることになっています。〔資料3-11〕

道路交通振動は、市内12地点で調査を実施しており、うち1地点は定点のため毎年測定を行っています。残りの11地点については、原則として5地点と6地点に分け、1年おきに測定を行っています。

平成23年度は定点1地点と隔年測定7地点（御陵下運動公園野球場前は2年連続で実施）で測定を実施しましたが、要請限度を超過する地点はみられませんでした。〔資料3-16〕

図表 3-12 道路交通振動調査の状況



## 5 発生源対策

### (1) 騒音に係る規制

#### ア. 工場・事業場

騒音規制法、鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）に基づく特定施設（指定施設）を設置しようとする者は事前の届出義務があり、工場・事業場（特定工場等）から発生する騒音について規制がされます。

なお、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔資料 3-3、3-17、3-20〕

#### イ. 建設作業

騒音規制法、鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）に基づく特定の機器を使用する建設作業を行う者は事前の届出義務があり、騒音の限度や作業時間帯等について規制がされます。

なお、届出に際しては周辺的生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔資料 3-4、3-19〕

#### ウ. 深夜営業、拡声機

鹿児島県公害防止条例では、飲食店等の深夜営業に係る規制基準を定めており、深夜営業に係る騒音苦情が発生した場合、県と共同で調査を行い騒音防止の指導を行います。

また、拡声機の使用に関しては、鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）、旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）により各種の規制があり、苦情が発生した場合は条例に基づき指導を行います。

〔資料 3-6～3-8〕

### (2) 振動に係る規制（川内地域のみ）

#### ア. 工場・事業場

振動規制法に基づく特定施設を設置しようとする者は事前の届出義務があり、工場・事業場（特定工場等）から発生する振動について規制がされます。

なお、届出に際しては公害の未然防止と規制基準の遵守を指導しています。

〔資料 3-9、3-18、3-20〕

#### イ. 建設作業

振動規制法に基づく特定の機器を使用する建設作業を行う者は事前の届出義務があり、振動の限度や作業時間帯等について規制がされます。

なお、届出に際しては周辺的生活環境に配慮した作業の実施並びに周辺住民への事前周知の徹底等を指導しています。

〔資料 3-10、3-19〕

## 第3節 悪臭

悪臭は嗅覚で直接感じられ、その感じ方は個人差があることから、騒音・振動とともに感覚公害と言われています。悪臭は人に不快感・嫌悪感を与えるものであって一般に多成分・低濃度の混合気体であり、その刺激の強さと人間の嗅覚の関係から防止対策の難しさが指摘されています。

### 1 悪臭の監視

本市には、悪臭の発生源となる主な事業場として、パルプ工場、堆肥製造工場、畜産業などがあり、この中から大規模な事業場を中心に悪臭の測定を行っています。

平成23年度は、市内の3事業場について悪臭測定を行いました。その結果、これらの事業場について特定悪臭物質の規制基準の超過はみられませんでした。

【資料4-2～4-4】

### 2 発生源対策

#### (1) 悪臭防止法に基づく規制

市街地でパルプ工場が操業していることもあり、本市は県内で最も早く悪臭防止法の適用を受け、昭和49年12月11日から規制が始まりました。

悪臭の規制は、悪臭防止法で定められた22物質（特定悪臭物質）の濃度で規制されていますが、他の公害規制と違い、特定の施設のみ適用されるものではなく、特定悪臭物質を発生する全ての事業場が対象となり、事前の届出は必要ありません。

また、悪臭防止法の改正により平成8年4月から、人間の嗅覚により臭いの程度を数値化する臭気指数による規制もできることとなっており、県内では、鹿児島市が平成15年7月から、平成22年4月から出水市、さつま町がこの臭気指数による規制を行っています。

【資料4-1、4-7、4-8】

#### (2) 条例に基づく規制

鹿児島県公害防止条例（川内地域を除く薩摩川内市全域）及び旧川内市公害防止条例（川内地域のみ）では、著しく悪臭が発生するおそれのある特定施設（指定施設）を設置する者について、事前に届出をさせるとともに、その構造・使用若しくは管理の基準を定めています。

【資料4-5、4-6】